

令和7年度岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議 会議録

1 日時 令和8年2月9日(月) 18:00～19:45

2 開催場所 盛岡地区合同庁舎8階大会議室

3 内容

(1) 開会

(2) 挨拶

(3) 出席構成員報告

(4) 議事

ア 重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援の取組について

ア) 県各室課の取組実績と令和8年度の取組について

イ) 医療的ケア児支援センターの取組実績と令和8年度の取組について

イ 重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の実態調査(経過報告)について

ウ 障がい歯科の取組について

(5) その他

重症心身障がい児者が受診できる医療機関について

(6) 閉会

4 出席者

(構成員)

赤坂真奈美 構成員、小山耕太郎 構成員、篠崎毅 構成員、豎山真規 構成員、亀井淳 構成員、金濱誠己 構成員、富山香 構成員、飯嶋純一 構成員、照井将太 構成員、曾根美砂 構成員、田代航 構成員、猿舘寛 構成員、遠藤和彦 構成員、小野寺賀子 構成員、小原幹男 構成員、瀬川文彦 構成員、滝田律子 構成員

(欠席)

米沢俊一 構成員、八木深 構成員、成田徳雄 構成員、近藤健一 構成員

(オブザーバー出席)

岡田次郎 様、大力聡美 様

5 議事等

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

定刻になりましたので、ただ今から令和7年度岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議を開催させていただきます。私は岩手県障がい保健福祉課こころの支援・療育担当課長の鈴木と申します。議事までの間、司会進行を務めさせていただきますの

で、よろしくお願いします。

はじめに保健福祉部野原部長より御挨拶申し上げます。

【野原 保健福祉部長】

構成員の皆様におかれましては、お忙しいところ、令和7年度岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃からそれぞれの立場で、岩手県の障がい者福祉の推進に御尽力、御支援をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、本会につきましては、平成28年度に重症心身障がい児・者の支援の推進を目的として設置し、その後、児童福祉法の改正に基づきまして、医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るための協議の場として位置付けたものであり、医療、保健、福祉、保育、教育などの多くの関係者の皆様に御参画いただき、課題の抽出やその解決方策について御意見をいただいております。

昨年度の会議では、御家族等からのニーズが高い「短期入所事業所の開設促進」のほか、ニーズに即した支援施策の検討の基礎資料とするための「重症心身障がい児者及び医療的ケア児者に係る実態調査」等についてを協議議題とし、構成員の皆様から様々な貴重な御意見をいただいたところでございます。

本日の会議では、これらについて今年度の取組状況を御報告させていただくとともに、「障がい児歯科の取組」などを協議議題として予定しております。

県では、今年度、重症心身障がい児や医療的ケア児を持つ御家族の方々と意見交換をさせていただく機会がありまして、令和4年に設置した岩手県医療的ケア児センターの取組等について一定の評価をいただいた一方で、短期入所や在宅福祉サービスの更なる拡充を求める声も依然としていただいております。地域生活の充実や介護負担の軽減などの課題はまだなお残されているものと認識を新たにしております。

構成員の皆様方におかれましては、重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただき、今後の政策立案等に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

続きまして、本日御出席の構成員の報告に先立ち、構成員の退任に伴いまして、今回、新たに構成員に御就任いただいた方がいらっしゃいますので、御紹介させていただきます。

独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターの篠崎構成員でございます。

【篠崎 構成員】

篠崎でございます。よろしくお願いします。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

岩手県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協議会の田代構成員でございます。

【田代 構成員】

田代航と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

本日オブザーバーとして御出席いただいております、一般社団法人岩手県歯科医師会の岡田様でございます。

【オブザーバー 岡田 様】

岡田でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

みちのく療育園メディカルセンターの大力様に出席いただいております。

【オブザーバー 大力 様】

大力です。よろしくお願いいたします。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

どうぞよろしくお願いいたします。御出席の構成員、御欠席の構成員につきましては、お配りしております構成員名簿の記載により代えさせていただきます。

また、事務局職員、関係室課職員につきましては、同じくお手元の名簿をもって御紹介にかえさせていただきます。

次に議事に移らせていただきます。議事の進行につきましては、「岩手県重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者支援推進会議設置要綱」第5第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとされておりますので、以後の進行につきましては、赤坂会長にお願いいたします。

【赤坂 会長】

皆様、こんばんは。会長を務めさせていただいております、岩手医科大学小児科の赤坂と申します。

日頃の岩手県の重症心身障がい児・者及び医療的ケア児・者の方に、それぞれの立場から御尽力、御協力いただきまして、一歩ずつではありますが、地域でこの方たちが安心して暮らせる岩手になってきているのではないかと実感しております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、進行させていただきます。

それでは早速ですが議事に移らせていただきます。

4 番の「(1) 重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援の取組について」、「ア 県各室課の取組実績と令和 8 年度の取組について」「イ 医療的ケア児支援センターの取組実績と令和 8 年度の取組について」事務局の方から説明よろしく願いいたします。

【事務局 高橋 主査】

それではまず私の方から県の取組の部分について説明させていただきます。資料 1 を御覧いただければと思います。

重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援に係る令和 8 年度の取組について、障がい保健福祉関係の部分の説明させていただきます。ポイントを絞って説明させていただきます。

1 重症心身障がい児者や医療的ケア児者を支援するために、各種研修、短期入所受入に対する補助、県医療的ケア児センターの運営、医療的ケアアドバイスチームの設置に向けた調整等を行っております。令和 7 年度実績につきましては、御覧のとおりでございます。アドバイスチームの関係については、この後説明させていただきます。

2 課題としましては、依然として短期入所事業所が不足しているということ、支援体制が構築されている地域もありますが、依然として体制がない地域があるという状況でございます。

2 ページ目を御覧いただければと思います。令和 8 年度の取組ということで、1、2、3 と書かせていただいております。基本的には本年度と同様の取組を行っていきたいと考えておりますが、まず 1 番、人材育成事業関係としまして、各種研修を実施します。(1) につきましては、社会福祉事業団さんに委託して実施している重症心身障がい・医療的ケアの関係の研修でございます。(2) に関しましては、県看護協会さんに委託して実施している看護師向けの研修になります。

また、2 番は、短期入所受入体制支援事業ということで、短期入所事業所で重症心身障がいの方、医療的ケアの方を受け入れた場合の補助を実施しております。

3 番目につきましては、県医療的ケア児支援センターの運営、相談対応、人材育成、アドバイスチームの設置、一般県民向けの普及啓発、短期入所事業所開設促進ということで、こちらも引き続き取組んでいきたいと考えております。

次、保育関係お願いします。

【子ども子育て支援室 才川子育て支援担当課長】

次に子ども子育て支援室から、保育関係について御説明いたします。

1 の現状についてであります。障がい児保育につきましては、令和 6 年度、29 市町村、281 施設において 925 人の受け入れを行っております。

また、医療的ケア児につきましては、同じく令和6年度は12市町村の16施設において、18人の受け入れを行っております。

2の課題についてでございますが、特に医療的ケア児について、地域における継続的な受け入れ体制を構築する必要がありますことから、市町村におけるガイドラインの策定を促進する必要があります。

令和7年5月末時点で、ガイドラインを策定済の市町村は10市町村となっております。次のページを御覧願います。令和8年度取組についてでございます。

まず、研修の実施につきましては、保育士等キャリアアップ研修を通じまして、障がい児保育分野の研修を実施して参ります。

また、市町村における医療的ケア児保育に関するガイドライン策定を支援するため、市町村担当者向け研修を実施いたします。

また(2)番に記載しておりますが、市町村と連携し、保育の受入れに係る経費への支援を引き続き実施して参ります。保育関係は以上でございます。

【学校教育室 沼田主任指導主事】

続きまして、学校教育室からお伝えいたします。

現状では、医療的ケア児を除く重症心身障がい児については、11校の県立特別支援学校に91名が在籍しております。学部の内訳は資料のとおりでございます。

また、県立学校におきましては、資料のように、作業療法士などの専門家から子どもへの指導についての助言を受けたり、専門家を講師として、教員の研修を実施したりして、指導、支援の充実に取り組んでおります。

次に、医療的ケア児についてです。令和8年1月時点で、県立特別支援学校には、9つの学校に53名の児童生徒が在籍しております。これに対し、55名の医療的ケア看護職員を任用して、児童生徒の安心、安全な学びの保証のために取り組んでいるところでございます。訪問教育を実施している児童生徒は、5校に30名在籍しております。一方、文部科学省の調査による速報値では、令和7年5月現在において、市町村立の小学校において、23校で27名の児童、そして中学校におきましては4校に4名の生徒が在籍をしております。学級の内訳は資料のとおりでございます。

それに対しまして、8つの市と、3つの町におきまして、30名の医療的ケア看護職員を任用している状況です。県立学校医療的ケア体制整備事業といたしましては、この他に、医療的ケアアドバイザーとして、岩手医科大学障がい児者医療学講座の八鍬先生に委嘱をさせていただきまして、医療的ケア看護職員等を対象とした研修会や学校における医療的ケアの実施状況を視察の際に、お力添えをいただきました。

また、市町村教育支援担当者研修会におきましては、岩手県医療的ケア児支援センターや、岩手県訪問看護総合支援センターから御協力を頂きながら、医療的ケアに関わる内容も盛り込んで実施することができました。

次年度への課題として、資料の4点が挙げられます。この課題を受けまして令和8年度の取組としてお伝えします。

1点目は教員の専門性を向上させるために、校内研修や外部専門家を活用した指導支援を充実させていくことです。2点目は、医療的ケアが必要な児童生徒の実態に応じ、引き続き医療的ケア看護職員の適切な配置を進めていきます。3点目は、医療的ケア看護職員の研修会において、受講者のニーズをもとに研修会の充実を図って参りたいと思います。4点目は、新たに医療的ケア児受け入れ体制を構築する市町村からの相談に対応して参りたいと思います。教育分野は以上でございます。

【医療政策室 辻村主事】

医療政策室です。医療関係について在宅医療の分を御説明いたします。

まず1の現状の部分ですが、小児在宅医療との充実に向けまして、在宅医療に関わる支援者の育成に向けた研修を取り組んできたところでございます。研修の実績については、資料記載のとおりとなっております。

また、令和6年度から看護協会さんと連携させていただきまして、訪問看護支援センターを設置しております。センターでの訪問看護ステーションの相談窓口の設置による運営支援は研修会等々を開催し、教育体制を拡充、また潜在看護師等の人材確保を行って参りました。

今年度は訪問看護ステーションの実態調査を行いまして、それぞれのステーションで対応してサービスというものを調査しまして、小児に対応しているサービスステーションがどの程度なのか実施したところでございます。

2の課題のところですが、医療技術の進歩等を背景に、小児の医療的ケアを受けながら生活している小児の患者様は増加しております。また今後その需要増加が見込まれるところです。そういったことに対しまして、小児の在宅医療提供体制を充実させていくことが必要です。

次のページを御覧ください。来年度の事業になりますけれども、1つ目の訪問看護総合支援事業、こちらについては看護協会さんの方に設置している訪問看護総合支援センターについて、来年度も継続して取組を進めて参ります。2つ目の在宅医療人材育成基盤整備事業、こちらについては在宅医療をする方向けの研修会を開催いたします。そのほか在宅医療に関わる設備整備や遠隔医療に関する設備補助、そういった部分について引き続き取組んで参ります。

【復興くらし再建課 太田被災者生活再建課長】

続きまして、復興くらし再建課です。防災関係ということで、個別避難計画について御説明させていただきます。

まず現状のところですが、御案内のとおり、令和3年5月に、避難行動要支援者の個別避

避難計画の作成が努力義務化されてございます。個別避難計画では、要介護者のために、避難経路、避難支援者など、具体的な支援方法についてあらかじめ決めておくというもので、下の方に表がございますが、現在の作成状況について、表の一番右側令和7年4月現在で、名簿登録人数7万9,456人に対し、個別避難計画の作成数は1万8,589人、23.4%の作成に留まっているという状況でございます。

その課題としましては、高齢化等によって避難を支援する方の確保が難しいということ、それから津波の特性を踏まえた個別避難計画の策定、あるいは市町村の関係機関との連携が必要となるので、機運の醸成や連携強化が課題と考えております。特に医療ケア児・者の支援につきましては、医療的な側面からも支援機関との連携が必要な場合が多くなるということで、今年度の取組ですけれども、上の方、現状の2つ目の○のところでございますが、今年度は、北上市を対象として、専門家や支援団体の協力をいただきながら、医療的ケア児の個別避難計画の作成や避難訓練等の実施など、モデル事例を作成しているところです。

次のページに進んでいただきまして、令和8年度取組についてです。

いずれも現状の取組となりますが、まずは市町村の担当者研修会それから意見交換につきましては、市町村が避難計画の作成を円滑に進められるよう、制度の概要でありますとか、他の市町村の先進事例などの共有、課題についての意見交換などを引き続き進めていきたいと考えています。

3つ目の○、津波避難に係る沿岸市町村との意見交換ということですが、津波避難は時間との勝負というような特性もありますので、特に市町村にとっては津波に特化した避難行動要支援者の避難支援策の検討が必要ですので、引き続き実施していきたいと考えています。

4つめの関係者の周知、5つ目の連携強化につきましては、市町村だけではなかなか計画策定を進めていくのは難しいということで、防災関係者、例えば自主防災組織の方ですとか、福祉関係者、ケアマネージャー、民生委員、そういった方々にも、この個別計画の作成の意義を周知し協力を依頼するというようなことを、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

先ほど、今年度の取組で御説明した、北上市における医療ケア児の個別避難計画の作成、あるいは避難訓練のモデルについては、来年度、これら5つの取組の中で機会をとらえながら、市町村や関係機関に周知し、市町村、医療機関、支援団体の方々とタッグを組んだ個別避難計画の作成が進むよう取り組んで参りたいと考えております。

【事務局 高橋 主査】

続きまして資料2の医療的ケア児支援センターの取組実績と令和8年度取組について、まずは相談窓口の状況について、オブザーバー参加の大力様から御説明をお願いいたします。

【オブザーバー 大力様】

皆様こんばんは。みちのく療育園メディカルセンター相談支援部の大力と申します。岩手県医療的ケア児支援センター相談窓口の業務を担当しております。本日は令和7年4月から12月までの実績報告をさせていただきます。

それではお手元の資料2-1を御覧ください。1の相談支援から報告させていただきます。4月から12月までの相談件数はお手元の表のとおりです。相談の傾向についてですが、令和6年度に比べ、相談件数は減少しています。これは地域で医療的ケア児支援の実績が増え、地域で解決する力がついていることが理由と考えております。

また、自治体の医療的ケア児等コーディネーターの活動は周囲に認知され、自治体の医療的ケア児等コーディネーターの相談が増えているということも考えられます。

その他の傾向としましては、0歳から3歳までの在宅移行や就園就学の相談が多いほか、短期入所等の障害福祉サービスに係る相談が多くなっています。

また、県内各自治体で個別避難計画策定や、避難訓練に係る相談も受けている状況です。次に、相談支援にかかる支援会議・訪問・面談についてです。詳しい内容と件数については、お手元の表のとおりです。相談窓口へ寄せられる件数は減少傾向にありますが、地域で解決できない困難ケースの相談が多くなっています。

家庭で養育困難になったケースで関係機関と連携し、介入したり、初めて自治体に医療的ケア児が産まれたケース、また、初めて公立保育所へ医療的ケア児が入所するケース等に継続支援を行っております。

また、短期入所等を利用したくても、地域に受け入れ事業所がないケースにも継続的に介入をしております。

次に、公式LINEによる情報発信についてです。令和8年1月15日現在、536名の方に御登録いただいております。支援センターのお知らせの他、地域の皆様や行政の方々からも御依頼をいただき、外部事業についても情報発信をしております。

昨年起きた地震により、津波警報が発令され、災害対策本部が立ち上がりました。公式LINEではその時点で、岩手防災情報ポータルについてお知らせすることになっておりますが、夜間などは対応が難しいこともあり、課題と感じております。

次に、エ医療的ケア児及びその家族を対象とした交流会の実施、参加については、お手元の資料のとおりです。

次に、オ新生児集中治療室等のカンファランスの参加を通じた在宅移行支援についてです。カンファレンスには、今年度は12月までに5回参加いたしました。在宅移行支援で支援センターの相談に繋がったケースは3ケースでした。いずれも地域のコーディネーターや保健師、訪問看護師とも連携し、対応を行っております。

毎月、岩手医科大学附属病院に赴いて参加させていただいておりますが、カンファレンス終了後も、MSWの方や患者サポートセンターの看護師の方々と情報共有を行っております。

続きまして、2の体制構築支援についてです。アの地域の医療的ケア児支援に係る協議の

場等での専門的な情報提供及び助言についてですが、自立支援協議会への参加は4件、自立支援学校委員会以外の協議の場への参加は6件ですが、宮古、気仙地域共に自立支援協議会の医療的ケア児について協議する場において、個別ケースの事例検討を行い、個別ケースの課題から地域課題を抽出し、解決に向けてどのようにしていくか協議が行われるようになってきました。今までは出席者の報告にとどまることが多かったため、協議をする地域が増えたことが大きな前進ととらえております。

次に、医療的ケアアドバイsteamについては、後ほど高橋さんより御報告があると思いますので、割愛させていただきます。

続きまして、ウ医療的ケア児支援に係る研修・啓発セミナーの実施主催事業についてです。令和7年度は、お手元の表にありますように6件の主催事業を実施いたしました。いずれの事業も相談窓口だけではなく、列席の皆様にも多大なるお力添えをいただきながら開催することができました。改めてお礼申し上げます。

就学・進学に係る説明会情報交換会は、昨年度までは、県内6教育事務所管内ごとに開催しておりました。しかしながら、地域の力がついてきたため、今年度は中央1回開催といたしました。また、教育関係者以外にも、医療や福祉、保育といった関係者を集めて情報交換会を当日に開催し、地域で職種連携をつくるきっかけの場にもなりました。

実践報告会では県内で医療的ケア児支援に携わる様々な職種の方に実績報告をいただきました。2日間で11の演壇発表があり、発表者の他に81名の方に御参加いただきました。

保育士の方の御参加が多くあり、地域で医療的ケア児の周辺に関する関心の高さがうかがえました。9月にはアイーナにて、市民公開講座を実施いたしました。今年度は「つたえたいこと」をテーマに、支援者、当事者の伝えたいことを集め、一般の皆様にも関心を持ってもらえるよう努めました。多くの方にも御来場いただきました。講演会場には高校生の学生さんの姿も多く見られ、アンケートにも将来の職業選択の一助になったとあり、市民公開講座の意義を改めて感じました。

次に、出張講座についてです。件数と依頼先は、お手元の表のとおりです。医療的ケアの基礎講習の他にも、個別ケースのケアに関する研修希望が増えており、今後の出張講座のあり方を検討する時期に来ていると感じています。

その他、エの会議やオ研修の対応については御覧のとおりです。今年度の当事者交流事業としては、2月21日、土曜日にIcareパークを開催する予定です。昨年度までは就学前の低年齢のお子さんと御家族を対象にしておりましたが、今年度は年齢の壁を越えて交流できる場にしたいと、広く募集をいたしました。40名の定員に対し、46名の申し込みをいただいております。交流の場の大切さを実感しております。

私からは以上となります。

【事務局 高橋 主査】

続きまして10ページをめくりいただけますでしょうか。10ページ別添2と書かれてい

るものでございます。医療的ケアアドバイスチーム事業の取組状況について、私の方から御説明させていただきます。

こちらの事業について初めての方もいらっしゃると思いますので、目的を読ませていただきますと、医療的ケア児とその家族が身近な場所において必要な支援が受けられるようにするためには、保健、福祉、教育等のみならず、医療の支援者も含めた支援体制の構築が必要であることから、新たに医療関係者から成るアドバイスチームを圏域で設置し、地域の支援者に医療的な見地から助言を行う仕組みを作るというものでございます。

2番の事業の進め方としましては、2次保健医療圏を基本に、圏域ごとに、医師看護師等の医療関係者にチームへの参画、参加を呼びかけ、チームを構成します。そしてチームは、市町村の医療的ケア児支援の協議会、自立支援協議会等に参加して、医療的ケア児の個別ケースについて、医療的な見地から助言をしてもらうものです。

3番のスキーム図を見ていただきますと、上の方に医療的ケア児支援の協議の場ということで、自立支援協議会等と書いておりますが、これまで、医療関係者の皆様の参画が少なかったというところで、下の医療的ケア児支援センターを中心に、こちら医療的アドバイスチームということで、医療関係者の皆様のチームを作って、こちらの上の協議の場に御参画いただくというような取組を現在行っております。

4番の事業の取組状況ということで、圏域ごとの状況を取りまとめております。こちらの事業は令和6年度からやっておりますが、8つの病院さんから、小児のお医者さん、看護師さん、MSWさんからチームへの参画について同意をいただいております。

県立中央病院さん、東八幡平病院さん、八幡平市立病院さん、中部病院さん、北上済生会病院さん、磐井病院さん、二戸病院さん、宮古病院さん。こちらの病院さんには私と、先ほど御説明いただきました大力様、一緒に個別訪問させていただきまして、同意をいただいておりますし、また右側に個別ケース会議ということで、例えば今年度ですと、東八幡平病院さん、八幡平市立病院さん、また岩手医科大学さんをオンラインでつないで、八幡平市の初めての就園というケースだったんですが、皆様の支援体制のもとでやっていきたいということで、会議の方開催させていただきまして、岩手中部では地域移行のケースの関係、個別ケース会議やらせていただきました。

また二戸市さんに関しましては、今度2月26日に二戸病院さんで17名の支援者参加者を交えての個別ケース会議ということで、徐々に地域と病院さんとの繋がりというのができていのではないかなと感じております。

続きまして、11ページ、短期入所解説促進事業の取組状況です。実施の目的としましては、事業所拡充を図るため、保護者、事業者、市町村など各所にアプローチできる県の医療的ケア児支援センターの機能を活用しながら、短期入所事業開設の促進を図っております。

事業の内容としましては、3つございまして、ショートステイ勉強会の開催、関係者が一堂に会した勉強会を開催しまして、実施に向けた機運を醸成するというもの。事業参入見込み事業所への働きかけということで、今年度は老健さん、介護老人保健施設さんなどをメイ

ンに回らせていただきました。

また3番としましては、事業立ち上げに興味があるところには、看護等の技術的助言ということで、先ほど大力様から御説明がありました出張講座などを活用していくというようなところで、取組の方を進めております。

事業の取組状況に関しまして、表の左側各圏域が書かれておりまして、医療的ケア児の人数が書かれております。また医療的ケア児が利用できる短期入所事業所、そして右側が、これまで施設に働きかけた反応ということでございます。

盛岡圏域ですと、現在、雫石町と矢巾町にある施設さんで、事業実施に関心があるということで個別調整を行っております。

また、岩手中部さんにおかれましては、8月1日に看護小規模多機能型居宅介護花心さんというところで短期入所事業所を開設いただいております。

また両磐圏域に関しましては、一関市の老健さんで、事業実施に向けて具体的に調整を進めております。

また、宮古圏域さんですと、障害者支援施設において、今年から医療的ケア児に受け入れを実施していくというような話も聞いております。

また、気仙圏域でも同様に老健さんで、興味関心いただいているというような形です。

今後の予定としまして、今年度、実は岩手県介護老人保健施設大会というところで、医療的ケア児受け入れに関する取組を30分間行政説明させていただきまして、短期入所の実施の検討について依頼を行いました。

現在、それもあって複数の施設から問い合わせをいただいているところなんですけども、さらにこれを加速させるために、今月16日にオンラインで、先進事例である埼玉県の老健さんでの受け入れをやられている看護師さんから、御講演いただくというところで考えております。

続きまして12ページですが、医療的ケア児支援センターの研修関係ということで、事業団さんに委託させていただいておりますコーディネーター研修の内容でございしますが、こちらについては資料の方で読み取りいただければと思います。

そして、資料の2-2というA3の資料を御覧いただければと思います。令和8年度の県医療的ケア児支援センターの予定事業ということで、左側見ていただきますと、相談支援事業、体制構築事業、研修・人材育成事業とは、取組評価と書いております。相談と体制構築に関しましては、みちのく療育園さんの方をお願いしておりますが、中項目のところ、相談支援に関しましては、相談支援事業、これは今も相談対応しておりますが、電話、メール、メールホーム等の手段にて、個別の相談に対応するということ。

また、当事者支援に関しましては、公式LINEの発信、またIcareパークというのは当事者交流事業であります。これも引き続き開催させていただきたいと思っております。

また、在宅移行支援というものにつきましては、岩手医科大学さんの方で実施されている、NICUカンファランスへ参加させていただきまして、移行支援についてコーディネーター

が中心に取り組んでいくというものでございます。

また体制構築事業の地域ニーズ把握事業に関しましては、各地域の自立支援協議会に参加しまして、課題の把握、また必要な準備を行うというものでございます。

また、医療的ケア児アドバイスチームに関しましては、先ほどの取組を引き続き進めていくというものでございます。また、7番、医療的ケア児コーディネーターネットワーク ICCC 事業とありますが、これは先ほどの事業団さんの研修を終えた後、ICCC という組織に参加いただきましてフォローアップをしているというものでございます。勉強会などを開催しながら、地域の力を後方支援してつけていきたいと考えております。また3番、短期入所事業所開設促進事業、こちらも引き続き、進めていきたいと考えています。その他、啓発事業として市民公開講座もあわせて実施しております。

また事業団さんに委託しています研修・人材育成事業に関しましても、引き続き開催でございます。

そして来年度新しく取組ということで、県医療的ケア児支援センターの取組評価というものを設けております。県医療的ケア児支援センター、令和4年9月15日に設置してから、約3年経っております。こちらの取組を、まず一旦定量的に評価させていただきまして、今後の取組に生かしていきたいと考えております。

説明長くなりました。以上でございます。

【赤坂 会長】

御説明ありがとうございました。

約20分の質疑の時間を残していただきましたので、構成員の皆様から御意見、御質問を積極的にいただきたいと思います。いかがでしょうか。

御意見が出る前、私の方から少し。

おかげさまで、寄付講座ということで障がい児者医療学講座6年やらせていただいて、3月で終了になるわけですが、この講座で、うちの医局員の先生方もアドバイザーとなって、支援校を回らせていただいたりして、非常に勉強にもなって、そしてお互いに顔の見える関係の構築にも役立つことができました。3月に終了するわけですが、引き続き小児科学講座の中で、支援を継続して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから災害のことを、いわてチルドレンズヘルスケア会議の方でも、災害支援の方で積極的に班を立ち上げて活動しておりますし、あと4月から岩手医科大学の方で、小児周産期高度災害医療センターというのが立ち上がりまして、こちらの方でもぜひ協力をしながら、おそらくこの23%の個別避難計画の策定率っていうのはわりと成人の方多いんじゃないかと思うんですが、ケア児に限っていうとまだまだ策定率低いと思いますので、ぜひ大学の方とも協力いただきながら、策定進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

【金濱 構成員】

はい。先月あった医療的ケア児支援センターの会議にも出たんですけども、アドバイスチームの話はすごいなと思って聞いておりましたが、先ほど説明があった短期入所開設促進事業、介護老人保健施設の方に働きかけっていうんですかね。実際に参加していただけたところがあるって話伺ったんですけども、これ実感としてもっと増えそうなものなんですかって質問なんです。

もっと増えそうだったら、利用者の方も助かると思います。逆に小児の専門のところなかなかないので、今まで増えない状態だったので、状況を教えてもらえればと思います。

【事務局 高橋 主査】

ありがとうございます。

まず、今回私たちが目をつけたのが、介護老人保健施設でも、空床の施設が多くなってきているということです。首都圏では、高齢の方がまだ増えている状況ですが、岩手に関しましては、もう減っているということで、やはり経営の面で空床を埋めたいというところが老健の方でも課題になっているというところございます。

我々もちろん短期入所事業所が不足しているという話もするんですけども、空床を利用しませんかという働きかけをしています。報酬が障害福祉サービスの短期入所の方が高いので、そういった点で経営にもプラスですよといったところをお話しております。

あと、御家族の方に関しましては、病院ですとベッドの上で1日過ごすというところで、引け目を感じるという話を聞きました。老健さんだと、スタッフの時間にもよりますが、御高齢の方と同じような形で、リハビリをやってもらおうとか、あとは、高齢者の方々のレクと一緒に、日中過ごしていただくとか、御家族にとっても、引け目なく少し楽しい時間を施設で過ごしてもらおうといったところで、お互いにメリットがあるんじゃないかなと感じております。

現状でいいますと、実は雫石町さんにある老健さんがすごく積極的で、すぐにでも開始したいというような話も出ております。県として、まずはモデル事業を作って、それを横展開していくということを考えております。現在、私のところに興味関心あるということで、報告いただいたのは約5施設でございます。ゆくゆくはこのモデル事業がうまくいけば、興味関心持っていただくところも出てくるのではないかと思います。以上です。

【赤坂 会長】

御説明ありがとうございます。

それではアイライン岩手の会の小野寺さん、お願いいたします。

【小野寺 構成員】

アイライン岩手の会の小野寺と申します。うちの子は医療的ケアがあって、学校に毎日通

っております。教育のことなんですけれども、毎日ケアがあるので、保護者が付き添って学校に行かなければならないんですけれども、私は今、5年生の小学校の子どもなんですけれども、毎日、朝、登校班で歩いて行ったり、車で送ったりして、毎日、一緒に学校に行って看護師さんに引き継ぎをするっていうのをしてから、仕事に行っています。

それでもっと重症な子とか、支援学校に通っている子というのは、ケア児を車に乗せて、子どものケアをしながら運転しなければいけないっていう、大変危険な状態というか、ケアをしなければいけない時に車を止めなければいけなかったりして、すごく大変な状況にあるという声も上がっています。

そういった中で、通学支援というところで、そういうところの支援の関係の声とかは届いていますでしょうか。看護師さんを車に乗せて子どもを送るっていうこと、保護者の負担があるので、そういうこともやっていって欲しいなと思っているんですけれども。どうでしょうか。

【赤坂 会長】

ありがとうございます。

これ結構毎年、やはり送り迎えの保護者の御負担っていうのは課題には上がりつつ、なかなか進展していないところの重要な課題の1つだと思います。

また、保護者の方の学校の付き添いを要求する機関というのも、結構、都道府県によって違っているので、岩手県ではどのぐらい付き添いの負担があるのかなっていうのも私も今お聞きして感じておりました。

教育委員会の方いかがでしょうか。

【学校教育室 最上首席指導主事兼特別支援教育課長】

県教育委員会の最上と申します。

通学保障、通学支援につきましては、特別支援学校の保護者の方々を中心に、毎年、要望や課題解決に向けた御意見をいただいています。県としましても、全国の状況等を参考にさせていただきながら、様々検討を続けています。

それから、保護者による付き添いについては、特に課題等は学校からは聞こえてきておりません。医療的ケアを実施している特別支援学校には、すべての学校に医療的ケア看護職員を配置して対応しておりましたので、保護者の方に毎日付き添いをお願いしている学校はなく、医療的ケア看護職員が医療的ケアを進めています。

【小野寺 構成員】

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【赤坂 会長】

ありがとうございます。

これ障がいのないお子さんたちはスクールバスで通っているわけですよね。ですから障がいのあるお子さんたちもぜひバスで安全に通学ができるようになると、親御さんの就労とかですね、そういったところもしやすくなると思いますので、ぜひ考えていただければと思います。ありがとうございます。

小山先生お願いいたします。

【小山 構成員】

私の方から医療政策室の御報告にありました、資料で言いますと、7ページになります。

小児訪問看護サービスに対応している訪問看護ステーションの調査、そのあらましを教えてくださいいただければと思います。

高橋様から、医療的ケアアドバイスチーム事業の取組の状況も報告がありましたけれども、医療的ケアアドバイスチームの中で、訪問看護ステーションの果たす役割が非常に大きいというふうに思っています。

しかし、この広い岩手県の中で、地域によってまだまだのところもあると思うので、そのあたりを教えていただければ。今日、県の訪問看護ステーション協議会の飯嶋会長さんもお出でするので、全体的なこととそれからこの小児についてのこと、教えていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

【医療政策室 菊地地域医療推進課長】

医療政策室の菊地でございます。

先ほど担当の方から説明があったように、今年度は看護協会さんと連携しまして、小児の訪問看護サービスに対応しているステーションの調査をさせていただきました。

小児だけでなく、他のこういったサービスに対応しているのかということも含めて、今の県内の実態を調べさせていただいたということでありまして、全部の訪問看護ステーションでは取れてないんですけれども、半分以上は取れているということで、まずは小児に対応しているところにつきましては、今の調査では、全県で39という数字が出ています。

9つの医療圏で言いますと、最低1つ以上は小児に対応しているステーションがあるということで、具体的には盛岡が18、岩手中部5、胆江が4、両磐が5、気仙が2、釜石が1、宮古が2、久慈、二戸が1つずつはあるというような状況でございます。

こういった実態をまずは調べながら、それぞれの圏域でこういった課題があるのかというところを、今後進めていければと考えております。

【赤坂 会長】

少しずつ小児に対応するところも増えてきているということで、また、9医療圏に1つ以

上あるということで、とても良いことだと思います。

その他いかがでしょうか。

私もこの医療的アドバイスチーム、これ非常にすばらしい活動で、今日実は北上地区の、移行した方、これ地域移行もそうなんですけれども、実は成人移行した方なんですよね。私たち小児期に見ていると、やはり成人期を迎えた人たちの、岩手県には移行支援センターがないものですから、小児科がそのまま診ているケースも多くって、それを成人の在宅の方に無事移行できた方で、ただやはり在宅の先生方のでんかんとかですね、そういったことにはちょっと精通しないということで、相談が直接きまして、オンラインの方で私たちが伴走する形で、小児科の方は時々見ていてうまくいっているというケースです。

ですので岩手県広いですから、移行した後にですね、そういったオンラインを併用しながら、うまくやっているという状況を皆さんにお知らせしたいと思います。

その他いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

はい。それでは続けて、(2) 重症心身障がい児者及び医療的ケア児者に関わる実態調査の経過報告について事務局の方から御説明お願いいたします。

【事務局 高橋 主査】

引き続き私の方から御説明させていただきます。

資料の3を御覧いただければと思います、資料の3でございます。重症心身障がい児者及び医療的ケア児者に係る実態調査について経過を報告させていただきます。

おめくりいただきまして、スライド2でございますけれども、1経緯、昨年度の会議におきまして、令和4年の医療的ケア児に係る実態調査によって、医療的ケア児の実態は明らかになってきておりますが、やはり重症心身障がい児者、そして医療的ケア者については、これまで調査がしばらく実施されてないということもありまして、対象者の状況を把握するために、実態調査の実施を県から提案させていただきました。

そうしましたところ、構成員の皆様から、調査の作業量に対して、県担当者だけの対応では困難であるということから、新たに実態調査部会なるものを設置するように、御提案いただきました。

次のページでございますが、部会の立ち上げということで、会議での御意見を踏まえまして、令和7年7月1日に実態調査部会を設置させていただきました。

専門部会の名称はそのとおりですが、設置目的としましては、支援対象の皆様の実態把握に当たり、具体の調査内容等を検討するということで、⑤の議題のところを見ていただきますと、1回目の会議はもうすでに終了しておりますが、実態把握に係る調査内容についてということで、対象者の定義、調査依頼先などを検討させていただきました。

そして今後ですけれども、実態把握に係る調査結果についてということで、対象者データ掲載漏れの確認や、公表資料の内容確認ということで、部会の方で取組みを進めることとしております。

次のページを御覧ください。実際に令和7年9月8日に開催しました。主な議論としましては、大きく3つ掲載しております。まず1つ目、重症心身障がい者の定義ということで、定義として、身体障害者手帳の肢体不自由、1級、2級をお持ちで、かつ療育手帳の判定がAをという方を、重症心身障がいと定義していたんですけども、こちら下肢のみにすべきではないかというような御意見がございました。

こちらにつきましては、定点観測という意味合いもありましたので、定義については引き続き前回と同じということにさせていただいております。また、②につきましては、低年齢の方の重症心身障がい児の把握ということで、なかなか事業所において、大島分類を判定できないというところが意見としてありました。こちらにつきましては基本的には医療機関の皆様からの御報告をいただいたものについて、低年齢の重症心身障がい児というところをまとめていくというような流れになっております。

また、最後3番目、サービスを利用していない重症心身障がい者の把握ということで、障がいをお持ちの方でも、市町村に繋がっていない人もいるような話もありましたので、今回は相談支援事業所も含め、幅広い調査を実施することにしました。

そして、(4)調査の実施ということで、12月1日から調査を開始させていただきました。

次のページを御覧ください。調査目的としましては、支援の対象の皆様の実態把握を行い、今後の入所や在宅での支援を検討するための基礎資料とするということで、調査対象者としてしましては、調査時点、令和7年12月1日において、調査対象機関が把握している、重症心身障がい児者及び医療的ケア児者を対象するという一方で、なお大人の者の方々に関しましては、18歳未満で障がいが発生した、または医療的ケアが必要となった方ということで調査をさせていただきました。

次のページを御覧ください。調査対象機関としてしましては、1,702機関ということで、令和4年度の医療的ケア児の調査のときは、①②⑨⑩の病院をメインに調査させていただいたところですけども、今回は事業所さんや、入所施設さんなど幅広い調査をさせていただいたところでございます。

次のページを御覧いただければと思います。調査方法に関しましては、県から調査対象機関宛へ調査依頼文書を送付するという一方で、今回は電子申請システムというものを使いながら、調査させていただきました。手打ちだとかなり労力がかかるということで、基本メールを使いながら、皆様には電子申請システムを使いながら、入力フォームでの回答をいただいたところです。

次のページを御覧ください。スケジュールとしまして、先ほど御説明しました部会の開催が9月8日、調査実施が12月1日から1月15日、そして現在取りまとめを行っているところでございます。本日が経過報告ということで、この後、3月中旬に2回目の部会を開催して、来年度上半期に結果の公表へ進んでいきたいというふうに考えております。

なお、次のページからは参考資料ですので、御覧いただければと思うんですが、現在の経過報告ということで、暫定値にはなりますけれども、口頭で数の方、現時点で取りまとめて

いるところなので、数字が大きく動くところあると思うんですけども、現在単純に積み上げただけではありますが、重症心身障がい児者数は約 700 人、重症心身障がい児数は約 200 名、重症心身障がい者が約 500 名です。

また、医療的ケア児者数は約 780 名、医療的ケア児が約 350 名、医療的ケア者が約 430 名です。なお、大人の方々はかなり施設の方に入っておりまして、実際に在宅で生活されているのは 150 名ほどというところです。

今後、数字については精査しまして、改めて部会の方に語り、公表に向けて取り組んでいきたいと思いますので、少々お時間かかるかもしれませんが、改めて御報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【赤坂 会長】

途中経過の御報告ということで、非常に大変な取りまとめ作業してくださっていることと思いますが、本当にありがとうございます。

いかがでしょうか。構成員の皆様から御意見や御質問ありましたらお願いいたします。お願いいたします。

【遠藤 構成員】

岩手県重症児を守る会、遠藤です。

今回の調査ですね、私どもの方から提案させていただいて、県でいろいろ動いてやっていただきました。非常にありがとうございます。

経過が、令和 8 年度上期結果公表になっていますので、それまでにいろいろと精査する内容とか今後もあると思うんですが、この実態調査ですが、今回やって、例えば定期的に今後見直しをかける、2、3 年に 1 度やるとか、そういったことってというのは、検討の余地はないんでしょうか。

【事務局 高橋 主査】

今回調査をするにあたって、千葉県さんなど各県に問い合わせ、どのように調査しているかということを、あらかじめ聞き取りさせていただいたんですけども、実は提案されたのは、市町村さんがまずは調べて、それを県がまとめた方が、むしろいいんじゃないかという話をいただきました。

というのも、やはり調査をして終わりではなく、このデータをいかに活用しながら、自分たちが主体的になって動くかというのが大事でございまして、我々県だけが調査をして取りまとめるというよりは、市町村さんにも一緒に調査をしていただいて、そのデータをもとに、各地域でどういったお子さんがいるのか、どういった方の支援が必要なのかということ把握することが、むしろ大切なのではないかなという、私気づいたところございまして、それについても改めて部会を開催しながら、皆さんから御意見いただいて、市町村との

連携というところ考えていければと思います。よろしくお願いします。

【遠藤 構成員】

なぜそういう話をしたかという、例えば令和8年度に公表した数字に対して、例えば、県外から障がいを持ったお子さんなり者の方が入ってきたときに、当然さっき言ったとおり市町村で調べる、わかる話なのだろうけど、そういったことも起こりうると、増減がまた変わってくるので、継続的に調査したほうがいいのかなと思って意見を述べさしてもらいました。

【事務局 高橋 主査】

ありがとうございます。やはりデータというのは、定期的にとってその増減を把握するというのが大事だと思いますので、前回令和4年度に医療的ケア児の調査やりましたが、何かしらの調査は今後必要になると私は考えています。

【赤坂 会長】

やはり個別避難計画も自治体が立てるものですから、そういった意味での把握は自治体がしっかりと、そして積み上げていくというのが私もいいのではないかなと思います。皆さんいかがでしょうか。御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

後でまた高橋さんの方には御相談差し上げたいと思うんですが、大学だけでも300名ぐらいあったんですけれども、乳幼児の取扱いについて、きちんと定義をしてから実数を出したほうがいいのかなと思っています。というのは、やはり手帳を小さい子たちまだ持っていないので、手帳で把握することもできませんし、あと大島分類も事業所の方がおっしゃるとおりで、小さいお子さんの大島分類はなかなか難しく、皆さん1になってしまいます。

ですので、それでいいのかっていうあたりを御相談しながら、しっかりした数字を今回出しておく、次積み上げるときにいいのではないかなと思います。

一番はやはり18歳ぐらいまでは手厚く病院にかかっている方たち多いのですが、やはり20歳を過ぎた後の方たちの把握が抜けている人がいるんじゃないかというところからスタートしたと思うので、どちらをどのように把握するのか、両方全部となると、本当に大変な作業だったと思いますが、スタートをしっかりしないと、次の時にまた数字が変わってしまいますので、ぜひ今回しっかりと定義のところ皆さんと決めて、実数出していただければと思います。いかがでしょうか。

【事務局 高橋 主査】

取りまとめをして改めてこの会議でも、いろいろと御報告させていただければと思います。ありがとうございます。

【赤坂 会長】

ありがとうございます。

大学の方でも調査してみますと、やはり重症心身障がいの方だけでなく、非常に幅の広い医療的ケアを最近必要としているお子さんたちが増えているということがわかって、そしてこの大島分類だけでは把握できない、小山先生が心臓ですから、心臓のお子さんたち見た目はケアなさそうに見えますけれども、生活制限が非常に強かったり、様々な問題を抱えている方もたくさんいらっしゃるので、そういったお子さんたちも漏れなく把握できるようなことになるばいいかなと思っております。

よろしいでしょうか。それでは意見がないようですので、次に進みたいと思います。

次は（３）障がい者歯科の取組について、事務局の方から御説明お願いいたします。

【医療政策室 神田主幹】

岩手県庁医療政策室の神田と申します。

資料４を御覧ください。障がい者歯科診療に関する取組について、御報告させていただきます。まず１番、本県の障がい児者歯科診療体制につきましてですけれども、医療機関としましては、表にあります通り岩手医科大学さん、県立療育センターさん、栃内第二病院さん、みちのく療育園メディカルセンターさんを中心といたしまして、これまで障がい者歯科の診療を行って取り組んでいたところでございますけれども、やはり課題としましては括弧の中にありますように、医療機関が盛岡市に集中しているだったりだとか、あとは右にありますように待機期間が長期になっているといったところが課題として挙げられておりました。

そういった課題を踏まえまして、県としても取組を進めていく中で、県立磐井病院、あるいは県立久慈病院で障がい者歯科診療を始めるように、医療局と協議いたしまして、磐井病院につきましては、令和２年、久慈病院に関しましては今年度よりそれぞれ障がい者歯科診療を開始しております。

また、各歯科診療所さんにおきましても、障がい者歯科診療を担うことができるようにということで、２番にありますように様々な研修会等を開催するというところを取組として行っておりました。具体的には岩手県歯科医師会様の方に、委託事業としてお願いをしておりまして、研修会を開催し、今後は各地域での連携体制の構築にも繋がるような、そういった方向で、障がい者歯科診療がさらに進んでいければというふうに考えております。

資料４の表面につきましては以上となります。

【事務局 高橋 主査】

それでは、裏面を、見ていただければと思います。実は昨年度の会議で療育センターの歯科診療が困難さを抱えているということでしたので、今回の議題として取り上げさせていただきました。

現在の県立療育センターの歯科の状況をまとめておりましたので、御説明させていただきます。(1)の医師数ということで、常勤1、他機関からの応援ということで対応しております。

患者数といたしましては、平成30年からデータ載せていますけども、約2,500～2,600人といったところを、常勤の医師が他から来られたお医者さんと一緒に見ていらっしゃるというような状況でございます。月別の患者数に関しましては、令和6年度を載せておりますけども、毎月200名の患者の皆様を見られているということでございます。

患者の年齢層としましては、基本的に小児で精一杯というような状況でございます。以下のとおり、3か月から4か月の待機期間が生じているという状況でございます。扱っている障がいのレベル感としましては、低～中程度、全身麻酔は行っていないという状況です。ただし治療としては原則として、障がいの種別や障がいの重さを問わず診療しています。重度の知的障がい、発達障がい、行動障がい、重症心身障がい等にできる限り対応しています。全身麻酔下での治療が必要な方は、大学病院にお願いしているということです。

通常時は必要に応じて、保護者に同意を得た上で、診療シートにネットで身体拘束の状況で治療して、事故防止のため頭部を支える等の行為が必要な方が多いため、人手を要する。なお、必ず保護者等が立合って治療状況は確認いただいているということです。そのほか状況により、診療部の放射線技師等が車椅子からの移乗等のヘルプを受けているということです。

また患者の他機関等への紹介状況としては、令和6年度ですけども、岩手医科大学さん障がい者歯科に43件、その他の歯科へ64件ということで紹介しているというような状況でございます。

私の方から説明書は以上でございます。

【赤坂 会長】

御説明ありがとうございました。

非常に大事な分野ですけれども、皆さん御意見、御質問ありますでしょうか。

やはり肺炎予防とかですね、やはり障がいのあるお子さんたちの口腔ケアはとっても大事です。嚥下機能とかですね、ただそれがまた待機が長いと下手すると痛みがあったり、或いは進行したりということで、できれば短い待機でやっていただけるような体制になるとよいかとは思いますが、なかなかマンパワーとか、あとはその診察の難しさとか、様々なハードルがあるのだと思います。

今日、岡田先生に来ていただきました。岡田先生は、いわてチルドレンズヘルスケア連絡会議の方でも、参画をいただいているいつもアドバイスいただいております。

ぜひ御意見お願いいたします。

【オブザーバー 岡田 様】

岩手県歯科医師会の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

まずは障がい者歯科の取組についての課題、主管課から説明がございましたとおり、現在進めております。

歯科医師会等といたしましても、やはり、特に岩手医科大学さん、県立療育センターさんの治療の待機ということに関しましては、かなり危惧をしております、何かお手伝いできることはないかということで、いろいろやっております。特にこの2つの医療センターの先生方におかれましては、やはり人が足りないということで、やはりご苦労なさっております。特に診療に関しては、なかなか開業医でやっていくのは難しい部分もありますので、診療が終わった障がい児者の方に関しましては、できる限り開業医で診られるような体制を今構築している最中でございます。

いわゆるメンテナンス、治療が終わった後の口腔ケアであったりも、岩手医大さんであったりとか、療育センターさんにやっていただくと、更になんか治療ができないという状況がどんどんなってしまいますので、治療が終わった方に関しましては、開業医の方にお知らせしていただいて、そちらの方でできるだけ診ていくという流れを今後していきたいなというふうに考えております。

また療育センターさんの今の歯科の状況に関しましては、やはり現状に関してかなり難しい部分もあるのかなあと思っております、歯科医師会としまして、考えている1つとしては、先ほどお話ししたとおり、治療が終わった患者さんに関しては、できる限り開業医が診るような流れっていうのは作っていくとともに、あとはやはり今、治療する医師数も少ないということで、例えば開業医で特に障がい者歯科や小児歯科を専門にやっているドクターがお手伝いというか、というふうな流れというのも可能なかどうか、そこがやはり療育センターさんとの話にはなってくるのかなという感じはしております、何が必要で、どういうことをやっていただきたいというのが、こちらの把握した上でそれに対応できるように考えていきたいと思っておりますので、各、診療やっていたら医療機関の方々と、やはり密な情報交換と情報共有というのは今後必要になってくると思いますので、忌憚ない意見が出るような場を歯科医師会としても設けていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

【赤坂 会長】

岡田先生ありがとうございました。やはり県歯科医師会のお力も借りながら、虫歯にすっかりなってしまうと大変ですが、その前の定期的な診察みたいなところから、開業医の先生たちに関わっていただけると、よりよい環境になるのではないかなと思ってお聞きしていました。

その他、歯科関係皆さんいかがでしょうか。何かお困りのこととかありますか。

はい、遠藤さん、よろしくお願いいたします。

【遠藤 構成員】

守る会の遠藤です。

どちらかというとやっぱり、盛岡に集中しているところが多いんで、花巻、北上、奥州で、この辺にいる在宅でお子さんを見ている方に関しては、どうしても盛岡に行きたいけど、結局予約が取れない。従って診てくれる歯科医がないということで、非常に県央の方からは結構強く要望を出されています。

花巻で、個人でやっている方は1人なんかいるみたいで、精力的に動いてもらってはいるのですが、それにしてもやっぱり、なかなか診てもらえるところがないというのは、親御さんにとっても非常に苦しいところがありますので、ぜひ県央の方にも、よろしくお願いいたします。

【赤坂 会長】

やはり歯科も地域格差ということですかね、また麻酔かけずに診察するとなると、多くの人が必要になるので開業の先生方の中にはやはりそのマンパワーという意味で、ちょっと難しいのかなっていうところも、正直あるのではないのかなあと思ってお聞きしていましたが、やはりその辺もで、どこにお住まいになっても受けられるような体制になれるように、ぜひ県歯科医師会の先生方との協議を続けていただければと思います。

チャットの方から、この資料4で、栃内第二病院が盛岡市となっておりますが、これが滝沢市ではないのですかという問い合わせがきていたのですが、医療政策室の方から回答お願いしてもよろしいでしょうか。

【医療政策室 菊地地域医療推進課長】

すいません。医療政策室です。おっしゃるとおり滝沢市の間違いですので、訂正いたします。

【赤坂 会長】

御指摘いただきましてありがとうございます。それでは皆様、訂正の方お願いいたします。みちのく療育園メディカルセンターも盛岡市となっておりますが、矢巾町ということで訂正をお願いいたします。また療育センターも矢巾町の方に訂正をお願いいたします。

より難しいのは、歯科はオンラインでできないじゃないですか。実際に行ったり来たりして現場で見て治療しないといけませんから、そういったところも障がい歯科の難しいところなのかなと思います。

猿舘さんお願いいたします。

【猿舘 構成員】

猿舘と申します、いつも大変お世話になっております。

1月24日に岩手県の重症心身障がい児者親の会さんで、みちのく療育園の歯科衛生士さんに講師に来ていただいて、保護者さんとか支援者の重心の児者のための口腔ケア研修会開いてくださって、なかなか私たちも口腔ケアについて、ぼやんとしか知らなかったり、さっき赤坂先生がおっしゃられたような、治療ということではないけど、そこに至る前に、日々お母さんたちが歯みがきをしてくださっていると思うんですけど、やっぱりそのポイントであったり、なぜそれが必要なのか、それをすることによって、例えば感染症を防ぐとかっていう大事なところもすごく丁寧に先生がおっしゃっていただいたんですけど、歯科治療をやっていただけ先生方ももちろんそうなんだけど、歯科衛生士さんであるとか摂食嚥下と絡んでくるんでしょうか、こういう方々の、御指導をもっと保護者さんたちも身近に聞けるような機会、それから関わっていただくような、福祉の事業所、それから学校の教員さん、それから保育士さん、そういう方々のための、こういった歯科衛生士さんからのレクチャーというか、こういう機会をぜひ設けていただきたいなあとということ、この重心の会の研修会ですごく感じたので、今後の中で取り組んでいただけると、そんなにとんでもなく、やることに関して、費用がかかるとかっていうことではないんじゃないかなと思うんですけど、大事な部分かなと思ったので、今後、御検討いただければいいのかなと思います。以上です。

【赤坂 会長】

すごく大事なことだと思います。

岩手では小児保健協会というのがあるんですけども、そちらの方では、歯科衛生士さんが、地域で子供たちの虫歯治療、予防をしているおかげで、ここ30年でものすごく齲歯、虫歯のお子さんたちが減ったっていうことを御報告してもらっているんですけども、やはり猿舘さんおっしゃるとおり歯科衛生士さんの地道な努力ってすごく実を結んで子どもたちの齲歯少なくなっていますから、それをぜひ障がい児者の方にも応用して、衛生士さんに講習していただくというとても大事ですよ。ぜひ設けていただければと思ってお聞きしました。

その他いかがでしょうか、皆さん。よろしいですか。

皆様のおかげで順調に進んでおりましたので、それでは次に進めさせていただきたいと思います。

次はその他といたしまして、重症心身障がい児者が受診できる医療機関について、事務局の方から御説明お願いいたします。

【事務局 高橋 主査】

続きまして私の方から説明させていただきます。

資料の5を御覧いただければと思います。重症心身障がい児者が受診できる医療機関について、令和7年度重症心身障がい者支援に係るアンケート調査の結果報告でございます。

2 ページ目を御覧ください。

1 要旨でございます。こちらは令和4年度に岩手医科大学医学部障がい児者医療学講座において実施しました調査について、追跡調査を行うということで、前回調査において受診可能と回答いただいた医療機関と、前回調査以降に開業した医療機関、合わせまして97機関に県の方からアンケート調査を実施させていただきました。

なお、依頼文には、県医師会様、守る会様といわてチルドレンヘルスケア連絡会議様の連名ということで発出させていただきました。

次のページを御覧いただければと思います。調査目的としましては、重症児者が地域で安心して生活していくために、身近な地域で受診できる医療機関が必要なことから、地域における診療可能な医療機関を把握し、当事者家族や医療福祉関係者へ情報提供することを目的に実施するものでございます。

3の調査内容に関しましては、重症心身障がい児者の診療状況を把握するということで、①県内で重症心身障がい児者の診療に対応可能な医療機関の確認。②各医療機関において、紹介や連携を行っている医療・福祉機関や福祉サービスの確認。③重症心身障がい児者が受診可能な診療所として、診療所一覧表、個票の作成及び県ホームページへの掲載による、当事者家族及び医療福祉関係者への情報提供の可否の確認ということでございます。

調査対象期間に関しましては97機関、前回調査において、受診可能と回答した医療機関が61。その後、前回調査以降に開業した医療機関36ということで、97機関に調査を実施しました。

次のページを御覧ください。調査結果でございます。重症心身障がい児者が受診可能ということで回答した医療機関は64機関、令和4年度61機関でしたので、3機関増えたこととなります。

また、県ホームページ一覧表に掲載可能と回答した機関が36機関、前回は28機関なので、8機関増えたこととなります。

一覧表については次のページに掲載しております。また、県ホームページ一覧表の掲載不可ですが、医療機関には、医療従事者には、提供可というところは28機関という形になってございます。

次のページをめくっていただくと、県ホームページ一覧表の掲載可能と回答した機関を掲載しております。36機関、右の方の備考のところに、新規というのが、今回新たに重心可能だよということで、手を挙げていただいたところでございます。

こちらの情報に関しましては、今月中に県のホームページに個票も併せて掲載したいと考えておりました。

次のページからはアンケート調査の調査票などを掲載しておりますので、後程御覧いただければと思います。

説明は以上です。

【赤坂 会長】

御説明ありがとうございます。

構成員の皆様から御意見、御質疑ありませんでしょうか。

いわてチルドレンヘルスケア会議をやっておりますと、やはり特にその医療的ケア者になられた方の婦人科、この一覧表見てもわかる、婦人科で診てくれるところっていうのが非常になくて、今実際には大学で私紹介していただいているんですが、やはり側弯があったりすると、月経困難症、あとお薬飲んでいると過多月経っていうんですけど、月経がなかなか止まらなくて、そして貧血になってしまっていたり、意外とやはり婦人科に絡む困難さっていうのは結構抱えてらっしゃるんですが診てくれるところ少ないんですよね。

ですので、その辺の調査っていうのは少ない科に特化した調査というか依頼というか、その辺いかがでしょうか。

【事務局 高橋 主査】

ありがとうございます。今回のこの調査に関しましては、まず診療所をメインに調査しているというもので、幅広く調査したものでございます。

赤坂先生から御指摘があった部分については、チルドレンヘルスケアの皆様と議論をさせていただきながら、調査方法などについて一緒に考えていきたいと思います。

ありがとうございます。

【赤坂 会長】

ありがとうございます。

私たちの方でも引き続き当事者の方々から、どんな診療科が足りないかっていうのを調査しながら、行政の皆様と情報共有して、診ていただけるところが増えていくといいかなと思っています。

いかがでしょうか。皆さん。大丈夫でしょうか。

新規のところが非常に増えて、心強いと思えます。はい。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

それではその他いかがでしょうか。構成の皆様から今日の全体の議論を通じまして、御意見や質問、何かありましたら、お時間もまだ少しありますのでお願いしたいです。何でもよろしいですのでお願いいたします。

オンラインの皆様もいかがでしょうか。よろしいですかね。

今日、本当に様々な課題と、令和8年度の取組についても、幅広く説明していただいて、これがまた1つ1つ実行されていけば、良い方向に向かっていくのだなと思って、すばらしい課題の共有させていただいたと思えます。

それでは皆様からはないので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

赤坂会長、議事進行いただきましてありがとうございます。また、構成員の皆様にも貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。本日の内容を踏まえまして、今後の施策検討等につなげていきたいと思います。

引き続き御指導いただきますようよろしくお願いいたします。

【亀井 構成員】

時間大丈夫ですか。すいません、今の資料の内容についての最後の発言ありますかということだと思って聞いていて、その他のところでちょっと話したいなと思っていましたことをちょっとお話させていただければと思います。

重症心身障がい児者の医療、特に今在宅の方は、本当にいろいろ話し合われていますけれども、これから長期的に見て、その後の入所施設がどうなるのかなという心配していました。

岩手県立療育センターでは、施設の成り立ちとかも含めて話すとすごく長い話になって、それこそ 30 分ぐらいかかる話なのですが、困っていることを端的に言えば、岩手県立療育センターが矢巾に建設された際、重症児の入所児を 20 人、肢体不自由児を 30 人という構成で想定され建てられました。

しかしながら現在は、重症心身障がい児の割合が高くなり、特に低年齢のお子さんたちの割合が高くなりました。具体的に言えば、今現在 43 人入所児がいるのですが、重症心身障がい児が 37 人に対して、肢体不自由児は 7 人になります。

先ほど言った 20 対 30 に対して、今 37 対 7 という中で、さらに言えば、超重症児・準超重症児が重症児 37 人中 27 人になります。

より高度な医療を提供するような医療機関に変質してしまっていて、いわゆる旧肢体不自由児施設っていうふうな枠組みの中では、なかなかちょっと難しくなっているかなと思います。

そこについては、今の 20 人・30 人という 50 人の枠の中で、43 人の入所児で、ほとんどこれ以上受け入れることができない状況になっています。むしろ超重症児は今の割合から言うと、病室の構造的配置状況で言うと、安全にお預かりできる数を超えているかなと、私は正直思います。

その中で、国立の医療機関、盛岡医療センターに、昨年度は 1 人、常時人工呼吸器がついている方ですが、14 歳の時点で引き受けていただいたお子さんもいます。そのようににある程度年齢が上がって安定しているお子さんを、うちの施設からどこかに移動していかないと、乳幼児の受入れが難しい現状があります。

その点に関しては、今日ここで何か回答を求めるということじゃなくて、現状だけお伝えしておきたいなと、その共有をさせていただければと思います。

先ほど高橋さんの方から、重症児と医療的ケア児の数、予想以上に多い数値が出てきて、私びっくりしたのですが、国のデータでは、医療的ケア児の数は、少子化とともにそ

ろそろピークを超えたんじゃないかということが、会議で話されているところもあると思います。

でも岩手県のデータ見ると、決してそうではないということと、このように検討された自治体が他に多分ないと思うんです。岩手県から発信できるようなデータがちゃんと出せるんじゃないかなと思います。

まだまだピークを超えているわけではなく、障がいのある方たちの支援、国としての対策はしっかり予算をつけていただいた上で、各自治体におろして欲しいなとは思っています。

【篠崎 構成員】

11月に国立病院の全国の協議会がありまして、確かに全国だとピークだっていう話なんですけど、東北地方だけセパレートして統計出すと、まだこれから先増えるんだよという統計がございました。県ごとだったか東北全体だったかちょっと失念してしまいましたが、トレンドとしては増えるということでございます。

【赤坂 会長】

亀井先生、現状の御報告ということで明日もまた療育センターの会議があると思いますので、今日は発言を控えさせていただきます。

とても大事な課題で、県の皆様には、知っていただきたいんですが、あと1つ、実は今出生前診断というのがありまして、染色体異常のあるお子さんたちが、関東の方では少し減っている現状があるようなんですけれども、実は岩手、秋田からも結構搬送されてくるんですが、岩手、東北の方ではそういった診断率が、あまり御希望されない方も多いんですけれども、そういったわけで、21トリソミーの方とか、今18トリソミーの方も、ICUに3人入院しています。

そういった方が決して減っていないので、これからまだ頭打ちで、医療的ケア児が減る時代ではないということを私も実感しています。

あとそれから、これもまた回答を求めるものではないんですけれども、今そのいわゆる社会的ハイリスク妊婦と言って、お母さんが精神疾患を抱えていて、そしてパートナーもいらっしやらない、そして、赤ちゃんはちょっと障がいがあるという方の付き添いができない方、それから医療的ケアが重すぎて集中治療室から出すことができない方ということが、大学には1年以上入院している子も複数人いらっしやるんですね。

ですので、そういったお子さんたちの、このまま大学でずっと見ていくのが子どもたちの幸せなのだろうかと思ひながらですね、日々診療している現状を皆さんに知っていただければと思います。以上になります。

医療は高度になって、私たちも救命ができるとても良い時代になった一方で、非常に細やかなケアが必要で、ちょっと外の県立病院とかには、混合病棟になっていますから、夜にケ

アができづらくて、回せないといったような重症のお子さんたちが増えているのも事実です。

まだ少し時間ありますが、いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

【事務局 佐々木 総括課長】

障がい保健福祉課総括課長の佐々木です。

今現状についてお話いただきありがとうございます。実際に起きていることとして、そういう課題がございまして、療育センター設置したときも、有識者の先生方と一緒に検討した経緯はあるというふうに承知していますが、それで重症児の病床 20 床設けたところがありますが、想定以上に重心、しかも重いお子さんたちの入所が増えているという実態があるというお話でございます。

なかなかその後の入所させるところの不足といいますか、どうするのかという課題もあるというところを教えてくださいました。

今、報告をいたしましたとおり、今実態調査の精査をしております。そういったところで、実態及び精査したものを今後部会それからこの親会の方でも報告させていただきながら、現状の共有と、それから今後の課題について引き続き、構成員の皆様方、関係者の方々と議論して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【赤坂 会長】

ありがとうございます。

本当に肌感覚としてですね、非常に重症のお子さんたち増えていて、もう本当に療育センターにも、20 人以上でしょうかね、レスピレーターがついているお子さんとか、重症度の高いお子さんを本当に引き受けてくださっていて、何とかしなくちゃいけない。新たなところを立ち上げるというのはいろんな意味で大変でしょうから、どこかできちっと見ていけるところを確保していかななくちゃいけないと思っています。よろしくお願いいたします。以上になります。

【事務局 鈴木 こころの支援・療育担当課長】

改めまして、赤坂先生、ありがとうございます。

構成員の皆様からは貴重な御意見いただきまして、ありがとうございます。

引き続き、施策検討つなげていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それではこれもちまして、令和 7 年度岩手県重症心身障がい児者及び医療的ケア児者支援推進会議を終了させていただきます。

長時間にわたり御意見いただきまして、ありがとうございます。